

「平成27年度東京都食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見を提出

東京都は、平成27年度東京都食品衛生監視指導計画の策定にあたり、都民・事業者から計画案についての意見を募集したので、東京都生協連は、2月16日、下記の通り意見を提出しました。

2015年2月16日

東京都福祉保健局 御中

「平成27年度東京都食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見

東京都生活協同組合連合会

食品安全行政の充実に取り組んでおられることに心から敬意を表します。
標記の計画案について、当会の意見を述べます。

1. 「2 重点的に監視指導を実施する事項」 (2) 食品表示対策 について

東京都の対策は適切なものと考えますが、外食等におけるアレルギー表示の実態調査を進め、積極的な表示対応を検討すべきと考えます。また、適正食品表示推進者育成講習会及びフォローアップ講習会のさらなる充実を求めます。

2. 「2 重点的に監視指導を実施する事項」 (4) 食品中の放射性物質対策について

2013年度に東京都消費者月間実行委員会が実施した「食の安全に関する消費者意識と消費行動調査」(アンケート回答数1821名)によると、約80%の消費者が新聞・テレビ・雑誌から食の安全に関わる情報を得ています。アンケートを実施した2013年秋時点でも、原発事故で被災した地域の食品を購入していない人は約26%おり、購入しない理由として安全性に不安があるが約73%と大きく占め、不安の理由としては、「検査が不十分」「検査基準が甘い」「何となく不安」と続きます。

私たち東京都生協連が2014年11月に開催した『ふくしまの今を知り、おいしさを伝えよう!』には多くの都民が参加され、“福島県産の農産物はきちんと検査されていること安全であること、そしておいしいことを伝えていきたい”、“交流することでより安心できることが実感できた”、“継続的なデータの蓄積、事実を淡々と伝えること、受け止めることの大切さを感じた”等々の声がありました。

“放射性物質の検査を実施しその結果を公表する”ことで、都民の食の安全・安心を確保とのことで、検査の継続とともに、その結果の見方、結果をどう判断するかなど消費者がメディアに惑わされないよう情報提供や説明することも必要と考えます。

3. 「3 一斉監視事業」について

“食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期及び食品等の流通量が増加する歳末においては、(中略)監視指導を重点的に実施する”とありますが、病因物質別でノロウイルスが首位を占めており、その食中毒は11~3月に多く発生するとのこと。したがって、事業者への啓発も含め9~10月にノロウイルス対策も含め一斉監視事業を重点的に実施し、一層の注意喚起をすべきと考えます。また、この一斉監視事業で得られた経験や知見を食品事業者だけでなく、医療施設・福祉施設や教育機関等とも共有化すべきと考えます。

4. 「4 その他の事業」 (1) 健康食品対策について

健康食品は食生活における補助的なものにもかかわらず、「サプリ依存症」の人が増えているといわ

れています。また、『いわゆる健康食品』について言えば、「効果や機能の表示はできない」にもかかわらず、広告・宣伝により、いかにも健康に良いものとして、手軽に大量に利用されており、その市場規模は、特定保健用食品（トクホ）の5200億円に対し、1兆2000億円と言われ、日本人の60%が利用するとの実態があります。

『いわゆる』健康食品を含む消費者への知識啓発とあわせ、事業者への広告・販売方法等の監視強化を望みます。

5. 「4 その他の事業」 (4) 行商用弁当製造施設等に対する監視指導の強化について

本年2月、八王子においてキッチンカーで販売された食品による中毒事故が発生しました。これまで大きな事故がないとはいえ、届出制から許可制に変更し、衛生管理の徹底について監視指導を実施することを評価いたします。消費者の食生活の安全を最優先することは当然として、利用者への便宜対応ならびに事業者の事業継続に対する丁寧な対応が必要と考えます。